

第 2 5 回議会運営委員会記録

令和 6 年 6 月 7 日

【開催日】 令和 6 年 6 月 7 日（金）

【開催場所】 第 1 委員会室

【開会・散会時間】 午後 3 時 3 0 分～午後 4 時 5 3 分

【出席委員】

委 員 長	宮 本 政 志	副 委 員 長	森 山 喜 久
委 員	伊 場 勇	委 員	大 井 淳 一 朗
委 員	笹 木 慶 之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議 長	高 松 秀 樹	副 議 長	中 村 博 行
-----	---------	-------	---------

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局 長	石 田 隆	局 次 長	中 村 潤 之 介
議 事 係 長	岡 田 靖 仁	議 事 係 書 記	末 岡 直 樹

【審査内容】

- 1 服装の自由化について
- 2 山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
- 3 令和 6 年第 2 回（6 月）定例会に関する事項について
- 4 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について
- 5 全員協議会の開催日時の確認について
- 6 その他

午後 3 時 3 0 分 開会

宮本政志委員長 皆様、お疲れさまです。ただいまから第 2 5 回議会運営委員会を開会いたします。本日の付議事項の 1 点目、服装の自由化についてです。先般、委員外議員の方に出席していただき、御意見を頂いております。議会運営委員の皆様からもそれぞれの会派の意向を確認してお

ります。委員外議員の御意見も踏まえた上で皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。いかがですか。

伊場勇委員　なぜ服装の自由化に取り組むかについてです。一番先に考えるのは、議論をより自由闊達なものにしていくためにはどうするのかということです。堅苦しくなく柔らかい雰囲気になることで、より自由闊達に意見が飛び交うと考えます。また、市民にとって親しみやすい環境をつくることで、議会とは敷居が高いものと思わせることなく、より市民に寄り添う気持ちを出していくことも必要かと思います。その中で、前回の議論でも「品位」というお話が出ました。品位という言葉は、いろいろな条例等々に記載されております。議会の品位の保持とは、本会議や委員会などでしっかりと議論するということが一つあると思います。そのために服装の自由化に取り組むべきと考えます。そして、今の会議規則では、会議での服装について、着用したり携帯したりしてはいけないものについて、具体的な禁止事項と議長の許可による特例の規定があります。そのため、今行われているような「スーツを着なさい」などは具体的には書いていないので、今の規則を変えなくとも服装の自由化は進められるものだと考えています。また、会議に出席した議員の服装のよしあしについてですが、議員は良識を持つ方々の集まりでございますので、そのときの会議の長である議長や委員長が責任を持って判断することが必要だと考えています。また、そのルールづくりについては、前日も議論がございましたが、なかなか難しいものと思いますので、議運決定事項として服装の自由化を進めていただきたいと思います。進め方としては、いきなり全て自由化ということではなくて、本会議以外の委員会、全員協議会等から試験的にスタートしていければいいと思いますし、そのことも議運決定事項として責任を持って進めていきたいと考えています。最後に、前回の議論にあった傍聴人の服装については、今後も議論が必要と思います。

宮本政志委員長　今、伊場委員から幾つか出ました。会議規則のこと、そして、

服装の自由化は委員会等からということが出ました。また、傍聴人に関しても出ました。傍聴人については後で議論に入っていこうと思います。まず、議長は、なぜ服装の自由化の議論が上がってきたのかが一番大事だとおっしゃいました。今、伊場委員からはその点に関しての発言がなかったんです。創政会として、なぜ今自由化が議論に上がったのかというところがあれば、発言をお願いします。

伊場勇委員 初めに申し上げました。どのように自由闊達な議論ができるようにしていくのかというところから、服装の自由化に対して取り組むべきだと思います。

宮本政志委員長 今、伊場委員からは、自由闊達な議論をしていく上で服装の自由化が必要ではないかと。そういったことから俎上に乗りましたと言われました。ほかの委員の方、御意見はございますか。

笹木慶之委員 私の会派の考え方をお話ししておきたいと思います。そもそも論から入るわけです。結論から言いますと、服装の問題については、品位の保持と、それから、やはり良識を持った対応ということを大きなくくりとして申し上げたわけです。しかし、その中に関連していることは随分あるわけですよ。その中でもう一つ申し上げたいことは、やはり議会あるいは議場における発言、行為等を含めて、品位及び権威を傷つけるような行為を慎んで、良心と責任感を持って品位の保持に努めたいということが大原則です。もう少し申し上げれば、やはり服装から入ってくるいろいろな問題がありますが、議員の責務とか議員の心得とか、あるいは政治倫理上の問題もあるかもしれません。そういった問題や議会のその他の規律に係る問題、あるいは議会においての議員権限を適正に行使するようなものを含めて、やはり議員としてあるべき姿を求めている。その中で品位と良識を保持していく姿勢の中にしっかり織り込んでいきたいと思っております。もう1点は、議場でしっかり議論する姿勢こそが議会の品位だと、あるいは市民に開かれた議会であると、

あるいは市民に尊敬される議会であると、そういったことを踏まえながら、新しい議会に向かって我々のあるべき姿を求めていきたいということでもあります。ついては、私たちの会派とすれば、可能な限り早くそういった体制をつくっていきたいと思っておりますので、協力したいと思っております。

宮本政志委員長　今、笹木委員がおっしゃった後半の部分が服装の自由化が組上に乗った理由ですね。

笹木慶之委員　先ほど言いましたが、そもそも論から入ってきたわけです。服装からいきなり入ってきたわけです。しかし、議員としての品位の問題がどうしても引っかかってくるわけです。もちろん服装もその中の項目に入るわけですが、さっき言ったように議員の責務、心得、ルールがあるわけです。それらを整理した中で一つの項目として捉えていきたい。したがって、品位とか良識とかというものは当然服装の中にも表れてくるものですから、改めてここまで定めなくてもいいんじゃないかと。とは言いながらも、場合によれば議長権限で的確な指示を行うと。そこまで言ったらいけないかも分かりませんが、これは議会制民主主義の中で言われておる委員会付託の問題がありますから、当然、委員長としてしかるべき権限をもって行使してもらいたい。だから、そういったものがつながっておけば、おのずと品位も保てる議会になるんじゃないかということなんです。

大井淳一郎委員　私の会派も基本的に以前と変わっておりません。自由闊達な意見を出していただくということと、市民にとって親しみのある議会であるために、形から入るところもあるんですが、まずは服装の自由化を進めていくと。そういう点では私も同じ意見であります。

宮本政志委員長　今、委員の皆さんから各会派の御意見をお聞きしました。先ほど伊場委員が言われた、本会議からか委員会からかに関しては、先日、

吉永議員からその辺りにこだわった発言がございました。また、笹木委員が言われたのは、あえてルールを定めずに議員の良識や品位に任せるということでした。白井議員、山田議員、矢田議員など委員外議員から、そういったルールを決めていこうという議論はありませんでした。服装の自由化について、委員の皆さんは進めていこうと。もう自由化していこうというお考えだということですのでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、服装の自由化については、議会運営委員会の決定として自由化していくということで決まりました。先ほど伊場委員が幾つか言われました。会議規則のこと、本会議も含めるのか、あるいは委員会だけにすること、傍聴についてのことの3点がございました。先ほど言いましたが、吉永議員は本会議での服装の自由化には少し否定的な御意見で、「委員会に関しては」とおっしゃっていました。委員外議員の貴重な御意見も踏まえた上で、まず、6月定例会から始めていくのか、9月定例会から始めていくのか。それと並行して、本会議も含めて全て自由化を進めていくかどうか。その辺りの御意見をお聞きしたいんですけど、よろしいですか。

大井淳一郎委員 先ほど伊場委員からありましたが、私もまず6月定例会では委員会から試行的に始めて、9月定例会では本会議もやるかどうかを考えるとという形のほうがいいと思います。というのは、9月定例会から一遍にやるとなると3か月ずれるので、試行期間のような形で6月定例会のときに取りあえず委員会で自由化して、その結果次第で9月定例会から本会議も行いましょうという流れのほうがいいと思っております。

伊場勇委員 私も大井委員と同じ意見でございます。吉永議員が言われたような思いをお持ちの方がいらっしゃるんだなと思いましたし、やはり本会議も含めて全部というよりは、スタートを切るに当たって試行的に行うと。6月定例会は、委員会、全員協議会、議員連絡会で服装の自由化を進めてみたらどうかと考えます。

笹木慶之委員 あえて異論を唱えるわけではありませんが、順番とすれば、やはり議会中心主義なので、先に議会でやってから委員会をやると。そこには権限行使の問題があるわけですよ。だから、順番からすれば、私自身が先ほども言いましたように、品位と良識の問題は皆さん同じレベルで考えておられるわけですから、その方向性で動いていけば、細々と定めなくても、私はもう思い切って動かしてもいいんじゃないかなと思うわけですよ。順番とすれば、委員会だけでやると、議長権限がまだ動いていないのにどうなのかなと思うわけです。だから、改めて私が意見を申し上げたいのは、皆さんと一緒にそこを考えるべきじゃないかなと思うわけですよ。もちろん、今回の傍聴人の問題があるんですよ。これは市民に直接関係する問題が出てきますから、決めるにはまだちょっと早いかなということで、少し時間をかけてやってもいいと思います。我々議会あるいは委員会が、委員として関係しておる部署に関係するんであれば、一つ思い切って、さっき言ったように、品位と良識を重んじながら動かしてみて、そして、あとは場合によれば議長権限で動かしながら行うことが今の時代に合った議会運営につながると思うわけです。あえて申し上げますが、どっちがどうだとは言いませんが、そういった意見もあることを一つ申し上げておきたいと思います。

宮本政志委員長 笹木委員、最後の言葉がちょっとよく分からなくなりました。どっちでもいいとおっしゃったけど、前半は6月定例会の本会議からしたらいいともおっしゃったんです。どちらですか。

笹木慶之委員 私自身は、もう本会議からやって、当然、議長権限を行使するという意見です。先ほどあったように、委員会からというお話があったので、それはちょっとどうかと申し上げたわけです。やるなら一気にやるということです。

宮本政志委員長 先ほど大井委員が、「試行的にまずは委員会から」とおっしゃったところが論点かなと思うんです。今、笹木委員は、本会議におい

て議長権限で行うとおっしゃいましたね。先ほど伊場委員は、委員会に関しては委員長権限でされることだし、本会議場の議事整理権はあくまで議長にありますと言われました。そこは正しく分かるんです。しかし、議長権限を重視して先に本会議でしなければならない。つまり、委員会で委員長権限から先に始めるのは問題点があるというのは、例えばどういうところに問題点があるんですか。

笹木慶之委員 議決に係る手続として考えたときに、議案が提出され、それを委員会に付託しますということで、付託案件を議長が送るわけですよ。今度は委員長が処理することになるわけだけど、そもそもの権限は議長にあるわけですよ。ということだから、私とすれば、委員会付託する手続があつて委員会の処理は委員長権限でやると言いながらも、そもそもの話は議長権限に係るものじゃないかと思うわけです。試行という問題もあるかもしれないけど、皆さんがお互いに品位と良識をしっかり認識しておられるわけだから、あえてそこだけ切り取ってやったってあまり意味がないんじゃないかと思ったわけです。したがって、皆さんの意見を聞いておるところです。

宮本政志委員長 ほかの委員の方に御意見を頂きたいです。今、笹木委員が言われた品位と良識に関しては議論がかみ合わない部分が出てきてはいけませんので、その辺りじゃなくて……笹木委員、間違っていたらすみません。委員会での服装の自由化の権限は議長に及ぶので、まずは本会議からという意見だと受け止めたんです。しかし、委員会の権限はあくまで委員長にあります。議長の権限も踏まえて皆さんの御意見を頂きたいんです。笹木委員、今そのことを言われたんですよ。例えば、委員会での服装に関して不適切であった場合は、それは委員長権限で処理するということだとは思いますが、笹木委員は議長の権限が及ぶというニュアンスでおっしゃったと思うんです。だから本会議から始めたらいいんじゃないかと結びついたら受け止めたんですが、その辺りも踏まえて御意見はございますか。

大井淳一郎委員 事務局に確認したいのは、議会の場合は会議規則第151条に品位というのがあるんですけど、委員会ではそれに当たる規定があるのか。また、委員長の議事整理権について、あまりにも奇抜な服装で出席した場合に委員長として議事整理ができるのかということです。この辺りは分かりますか。

岡田議会事務局議事係長 今の点につきまして確認したいことがございますので、少しお時間を頂いてもよろしいですか。

宮本政志委員長 それでは、暫時休憩します。

午後 3 時 5 0 分 休憩

午後 4 時 1 3 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほどの大井委員の事務局への質疑です。事務局、回答できますか。

岡田議会事務局議事係長 休憩前に大井委員から委員会の品位等について質疑を頂きましたので、お答えいたします。まず、委員会の品位につきましては、会議規則第151条に「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあり、この「議会」の中には本会議に加えて委員会等も含まれると解されるという旨の記述がある文献を見つけました。そして、例えば、実際に奇抜な格好で委員会に臨まれる委員の方がいらっしゃるとして、委員長の権限が及ぶかどうかという質疑に対して御回答します。委員会において、委員長には秩序保持権がございます。ただし、そういった方が秩序を乱していると言えるか否かにつきましては、委員長の判断になると思いますので、どういったときには必ず及ぶとはなかなか申しにくいところでございます。

宮本政志委員長　今の岡田係長の説明は、非常に分かりやすかったと思います。

そこも踏まえて、本会議場から服装の自由化するという笹木委員の御意見と、試行的に委員会から服装の自由化を始めようという大井委員と伊場委員の意見が出ております。どちらでも構いません。委員会からということに対してでも構いませんし、本会議からという意見に対してでも構いませんので、御意見はございますか。

伊場勇委員　今回は委員会から試行的に自由化を進めてみたらどうかと思います。このたびは自由闊達な意見を交わすにはどのように進めていくのかというところが、まず一番大きな理由になっております。本市議会は委員会中心主義の下で行っており、委員会のほうでは言葉が少し崩れるほどに審査の中での意見交換等々があります。委員会のほうが服装の自由化の効果が表れやすく、まず試行すべきじゃないかと思います。そして、それが本会議で自由化する上での参考となることから、委員会から始めたらどうかと思います。

森山喜久副委員長　伊場委員の意見と一緒にするんでしょうけど、いきなり本会議から始めると、どのような服装をしていいのか分からないなどの迷いを抱く議員も出てくるかと思っています。やはり委員会から施行していくことが必要だと認識しております。

笹木慶之委員　私からあえて付け加えておきますが、先ほど議長権限の話をしました。ところが、委員会に付託すれば委員長権限で処理すべき案件が出てくるわけですね。そうすると、議長と委員長にバッティングが起こる可能性があります。そうすれば、やはりその部分の歯止めについては、やはり委員会の中で処理するような案件が出てきたときには、そういった行使がバッティングするようなこともありますので、あえて試行という形で穏やかに進めるならば、そういう形の中で、先ほどたまたま出ましたが、ソフトランディングするという気持ちを持ちながら、試行する

ということについては、私たちの会派は特に異論はございません。否定するものではありません。ただ、気持ちとすれば、やはり品位の保持というのは、これはすべからくつながるものということを強く言いましたけど、権限をマッチングするという部分があるならば、やはりそれはそれとして個別案件で考えるべきだというふうに思います。

宮本政志委員長　今、笹木委員の御意見をお聞きしましたが、議会運営委員会としては、6月定例会の委員会から服装の自由化をしていくという決定でよろしいですか。（うなづく者あり）分かりました。では、そのように決定いたします。そうしますと、次にルール化です。会議規則にも関係してくるんですが、前提としてきめ細かなルールを決めていく方向性ではなく、議員の品位を重んじること、あるいは良識に任せようということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、細かなルールはもう決めていかない。会議規則も関係してくるんですけど、会議規則に関して御意見はございますか。

大井淳一郎委員　会議規則につきましては、第151条に品位が規定されています。私は、これは残すべきだと思っています。というのは、ここでの品位は、服装に限らず、主に言動などになると思います。そういったことも総合的に含めて品位の規定は残さないといけない。一方、第152条については、服装の自由化を認めたときに、例えば、委員会等に帽子をかぶってきた場合に、服装は自由だから帽子をかぶっていいだろうと言われたときに、第152条を残しているとぶつかってしまうんです。だから、戸田市議会のように、第152条は、服装の自由化を厳密に捉えるならばのけていく方向で、しかし、6月定例会は試行なので、6月定例会の時点ではのけなくていいと思っています。もし9月定例会以降に正式にやるならば、第152条の存廃については議論しないといけないと思います。

伊場勇委員　私も同意見です。第152条の内容については、もうちょっとよ

く考えないといけない。一度試行して、そんなに奇抜な格好をいきなりしてくる人はいないと思いますけど、それを見てから本当に廃止すべきかどうかを考えると。今のまま行くと、廃止しなくても自由化できますから、特に、病気等々の理由の場合はその会議の長が判断するということが記載していますし、それをどう今後の運営に反映していくのかを踏まえて考えていくべきだと思います。

笹木慶之委員 先日申し上げたように、やはり新しい時代に沿った新しい議会の組織、運営をつくっていくという前提が実際にあるわけです。その中でいま一度立ち止まって、いろいろな市の状況を確認した上で、改めて原点から修正をかけるといいますか、チェックをかけるほうがよいと。我々の会派は、方向性とすれば同じことを考えております。

宮本政志委員長 そうしますと、会議規則に関して、特に第152条は、本日の議会運営委員会でもう廃止するという方向ではないと。6月定例会の委員会から服装の自由化が始まりますが、第152条はそのまま会議規則に残しておいて、その後、9月定例会では本会議を含めてどうするかという議論と併せて第152条を廃止するかどうかを議論していきましょうということによろしいですか。

石田議会事務局長 会議規則第152条について、帽子等のことがあります、6月定例会の委員会で帽子をかぶってきた人がいた場合にはどのような対応をするということになりますでしょうか。

宮本政志委員長 取りあえず、この第152条があることを前提としていますから、基本的に帽子をかぶって入ることはできません。今の確認は、「服装を自由化したじゃないか」というところとどう整合性を取っていくかということと言われたんですか。議員のことを言われたのでしょうか。それとも、傍聴人のことですか。

石田議会事務局長 両方です。傍聴も含めてです。

宮本政志委員長 傍聴規則も含めてですね。傍聴規則や規程のほうですね。こちらについて、今、局長から議会運営委員会に確認がございましたが、どうでしょうか。

大井淳一郎委員 あくまで試行的に行うんです。正式に服装の自由化が決まったわけではないので、この段階では会議規則第152条や傍聴規則第7条等は生きているので、帽子をかぶってきた場合はこれらの規定に従って、医療的な理由があれば別ですけど、外すように命じるべきだと思います。

宮本政志委員長 そのほかはございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局、僕は、大井委員の御意見が今しっくり来たんだけど、どうですかね。さっきのことと傍聴規則について、どうですか。

岡田議会事務局議事係長 議会運営そのものにつきましては皆様にお決めいただくことになりますので、法令上で何か問題があるかという観点からお答えさせていただきます。会議規則第152条を残されたまま試行期間に入られるという御判断を頂きました。そのため、議会運営委員会の決定として自由化を進めていかれると。試行期間においては会議規則第152条が残っているため、帽子、コート、マフラーの類いを着用し、また、携帯してはならないと。ただし、病気その他の理由による場合は、会議の長の許可を得て着用できると。この規定と服装の自由化が併存していることについては、法令上は特に差し支えないと考えます。

宮本政志委員長 今、事務局から法令上の問題はありませんという見解をお聞きました。そのほかにも御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしますと、先ほど言いました会議規則に関しまして、特にこの第152条に関しては残したままで、6月定例会の委員会から試行的に

服装の自由化を実施していきましょうということを決定いたします。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）付議事項１番、服装の自由化について、もう決まりましたので、そのほかに御意見はございませんね。確認したいこともないですね。（うなづく者あり）分かりました。それでは、付議事項の２点目に入ります。山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、これは資料１がありますね。こちらについて、事務局から説明をお願いします。

岡田議会事務局議事係長 それでは、付議事項２、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。資料１を御覧ください。先の議会運営委員会終了後、委員長から、本件の内容を全議員に説明したところ、全議員一致の議員提出議案として提出する調整ができたとお聞きいたしましたので、そのとおりに体裁を整えております。本件の内容を御説明いたします。このたびの改正は、山陽小野田市議会における会派の結成要件を変更したことに伴う改正であります。また、当該結成要件の変更は令和５年９月２１日に行っているため、その変更日から改正後の規定が適用されるように附則を設けております。この内容を御審査いただき、御了承いただければ、その後、議会に提案することを決定していただきたく存じます。なお、全議員一致の議員提出議案は、原則として委員会に付託されることはなく即決するものであることを申し添えます。最後に、本件に関しましては時期に遅れた提案となってしまいましたことをおわび申し上げます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

宮本政志委員長 今、岡田係長から説明がございました。御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）このことに関して、岡田係長から時期が遅れましたという謝罪がありました。政党会派の変更があった時点で進めておかなくてはならない点もあったんですが、大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、議員提出議案として提案していきます。そうすると、これはもうなるべく早いうちに改正したいので、初日に提

出しますけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

岡田議会事務局議事係長　ありがとうございます。それでは、初日に御提案いただくということを決定していただきましたので、それによって付議事項３番の資料を差し替える必要が生じました。少しお時間を頂いてよろしいでしょうか。

宮本政志委員長　それでは、ここで暫時休憩に入ります。

午後４時２８分　休憩

午後４時４０分　再開

宮本政志委員長　それでは委員会を再開いたします。付議事項３点目、令和６年第２回６月定例会に関する事項についてですが、こちらは、事務局よろしいですか。

岡田議会事務局議事係長　それでは付議事項３、令和６年第２回６月定例会に関する事項について御説明いたします。まず（１）会期案についてから（４）議事日程についてまでを一括で御説明いたします。（１）会期は６月１１日火曜日から６月２７日木曜日までの１７日間としたいと思います。今回の議案等については、資料２を御覧ください。市長提出案件として議案が６件、報告が３件ございます。議案の所管委員会ごとの件数については、民生福祉常任委員会が４件、産業建設常任委員会が１件、一般会計予算決算常任委員会が１件となります。また、そのほかに行政報告が１件あります。（２）宇部・山陽小野田消防組合議会の報告ですが、こちらは申合せ事項４４により行うこととなります。参考までに掲載しておりますので御覧ください。このたびは白井議員が報告されとお聞きしております。（３）議員派遣については、山口県市議会議長会主催の議員研修会に係るものです。昨年に引き続き、今年度もオンライ

ンでの研修会を予定している旨が通知されました。日時は8月9日金曜日午後2時から午後4時まで、会場は各市議会の会場ということで、本市議会では市役所3階第2委員会室で行う予定です。会議規則第167条の規定のとおり、議員派遣には議決が必要であるため、定例会最終日である6月27日に議決をお願いしたく存じます。（4）議事日程案については資料3を御覧ください。土曜日、日曜日の休会を除いて御説明いたします。本会議の初日は6月11日火曜日となります。午前10時に本会議を開会し、会期の決定を行います。続いて、諸般の報告は、執行部から行政報告が1件、議会から事務報告がございます。続いて、先ほど御説明した宇部山陽小野田消防組合議会の報告がございます。続いて、報告3件を一括報告及び質疑となります。続いて、議案3件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託となります。最後に、先ほど議決していただきました議員提出議案1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決となります。12日水曜日の休会を挟み、13日木曜日は9時から付託先となるであろう総務文教に係る分科会並びに民生福祉に係る委員会及び分科会を同時開催としております。開催場所は総務文教が第1委員会室、民生福祉が第2委員会室です。14日金曜日は9時から付託先となるであろう産業建設に係る委員会を開催としております。開催場所は第1委員会室です。17日月曜日は委員会予備日です。18日木曜日から24日月曜日までは一般質問の予定としております。このたびの通告者は11人でございました。後ほど、開催日と人数の割り振りの決定をお願いしたく存じます。そして、25日火曜日の休会を挟み、26日水曜日は午前10時から一般会計全体会としております。27日木曜日は本会議最終日とし、午前10時から付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決並びに先ほど御説明しました議員派遣及び閉会中の調査事項についての議決となります。以上のような日程案を組んでおります。（1）会期案についてから（4）議事日程についてまでの説明は以上でございます。

宮本政志委員長 事務局から説明がございました。一般質問者11人の振り分

けの前に、何か確認したいことはございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、一般質問が１８日火曜日から２４日月曜日までですね。

１１人ですから、１８日火曜日と１９日水曜日と２０日木曜日の３日間になると思いますけど、振り分けはどういたしますか。

大井淳一郎委員 申合せで１日４人までとなっていますので、４人、４人、３人でいいと思います。

宮本政志委員長 今、大井委員から、４人、４人、３人とありましたが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、２１日金曜日と２４日月曜日は、休会ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは（４）までに関しては終わりますけど、よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、（５）陳情、要望書等の取扱いについて説明を求めます。

岡田議会事務局議事係長 続きまして、（５）陳情要望書等の取扱いについて御説明いたします。資料４を御覧ください。このたびは３件提出されております。樋口晋也様から「陳情書（議員研修会を含め、様々な会合の公開を検討することを求める）陳情」が、山口県高等学校教員組合代表石田高士様から「学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請」が、山田茜様から「ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書」が提出されておりますので、これに係る取扱いや調査委員会の決定を行っていただきたく存じます。

宮本政志委員長 まず、アの陳情書は議会運営委員会かなと思うんですけど、いかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、アの陳情書は、議会運営委員会が調査するという事で決めさせていただきます。続きまして、イに関しての御意見はございますか。

伊場勇委員 総務文教常任委員会で取り扱うべきものと考えます。

宮本政志委員長 イに関しては総務文教常任委員会ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、ウに関する御意見はございますか。

森山喜久副委員長 議会としてこちらは読み置くという形でよろしいのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

宮本政志委員長 森山副委員長から御意見がございましたが、読み置くことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項３は終わりたいと思います。続きまして４点目、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について、議長から御説明をお願いします。

高松秀樹議長 私から提出をさせていただきます。先日、宇部市議会の山下議長が来られました。山下議長は、今、中国市議会議長会の会長であります。この厚生年金の地方議会議員の加入を求める意見書の採択をお願いしますという話で来られました。内容は、皆さん御存じのように地方議会は成り手不足で環境整備が進んでいないということで、ぜひ厚生年金の加入の意見書を出してくれということでした。この後に事務局にも説明させますが、議会運営委員会の中でしっかり協議していただきたいと思います。事務局、補足があれば説明をお願いします。

岡田議会事務局議事係長 それでは補足的にこの件の取扱いに関して少々御説明させていただきます。本件の提出の経緯及び内容は先ほど議長がおっしゃられたとおりでございます。この文書は、提出の形式が事務局から事務局に対する事務連絡であるため、本市議会への陳情要望書とは別項目として挙げております。ただいま議長から議会運営委員会に対して諮問がございましたので、その取扱いについてお決めいただきたく存じます。なお、本件に関わる規定として、申し合わせ事項２８がございます。

ので、申し添えます。

宮本政志委員長　今、議長から諮問がございました。事務局からの説明もございました。これは次回の議会運営委員会で取り扱って行くべきと思うんですけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、これはあまり時間を置くわけにはいかないと思いますので、各会派で持ち帰っていただいて、できれば次の議会運営委員会で内容も踏まえて決めていこうと思いますので、よろしくお願いします。続きまして、付議事項５番目、全員協議会の開催日時の確認についてです。事務局、説明してください。

岡田議会事務局議事係長　それでは、今回の議運決定事項の報告を、６月１１日火曜日９時３０分からの全員協議会において行っていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

宮本政志委員長　皆さんよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、５点目の全員協議会の開催日時の確認は終わりました。続きまして、６番のその他に入ります。一般質問については、先ほど３日間で４人、４人、３人と決まりました。今回、小野田中学校と竜王中学校が一般質問初日に傍聴する件がありますが、その関係での順番など、事務局から説明してほしいんですが、どうですか。

岡田議会事務局議事係長　さきの議会運営委員会におきまして広報特別委員長からの申入れがありまして、このたびの中学生による議会傍聴については、中学校が選んだ議員が一般質問者の１番目となること、そして、それに係る順番変更の方法を決めていただきました。このたび、中学校から、抽せん番号１１番、つまり最後の順番となっておりました宮本政志議員の一般質問を傍聴したいという旨の連絡がございました。そのため、宮本政志議員の順番を１１番目から１番目に移動し、抽せん番号が１番目から１０番目であった皆様につきまして、順番が一つずつ繰り下がる

という措置を、議長において行ったことを報告させていただきます。

宮本政志委員長　今、一般質問の件で岡田係長から説明がございました。何か質問はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）委員の皆さん、そのほかに何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局からは、何かございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長、ありませんか。（うなずく者あり）それでは、第25回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時53分　散会

令和6年（2024年）6月7日

議会運営委員長　宮　本　政　志